

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03842

研究課題名（和文）一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史

研究課題名（英文）German Landowner and his entailed Estates in Prussia

研究代表者

加藤 房雄（KATO, Fusao）

広島大学・人間社会科学研究科（社）・名誉教授

研究者番号：90104869

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：2017年に始まった本研究は、2019年度まで、当初の計画どおり順調に進んだ。2020年度以降は、日本国内における図書館調査と研究成果の整理に集中し、一橋大学「ギールケ文庫」での資料収集は、本研究以後の次の研究に進むための成果を伴うとともに、広島大学出版会による出版助成を得て、一書を取りまとめを果たし、2023年刊『ドイツ大土地所有史論』の終章では、本研究を中軸として行われた十年間有余の研究全体の「総括と展望」を行った。『歴史と経済』第262号は、すでに、同書を、「ヨーロッパ社会経済史研究にとって」さらに「法制史研究にとっても、貴重な学術的成果であることは、論を待たない」と評価している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

伝統社会の解体と資本主義の形成を、世界的過程として捉え、歴史的に跡づけることは、ヨーロッパ経済史研究の大テーマの一つである。旧体制を担った君主や貴族は新しい環境にどのように対応し、現代資本主義にいかなる痕跡を残しているか。本研究は、この複雑な歴史過程とその連続面を、ドイツの世襲財産制（フィデイコミス）に即して明らかにした。大土地所有の再生産に結びつく世襲財産制は、古典的帝国主義期の資本主義の急速な発展と併存した。それは、単なる封建遺制ではなかった。資本主義の最新の段階において存続した世襲財産は、21世紀の現在もなお、一定の役割を果たしている。以上の解明が、本研究の学術的かつ社会的意義である。

研究成果の概要（英文）： This study began in 2017 and was well in progress as planned till 2019. From 2020 on, I focused on collecting documents in Japan in order to put together and publish my studies. The collections of Otto von Gierke in the library of Hitotsubashi University were so useful for me that I could publish a book entitled 'The large Landowner in Germany' in 2023. The Journal of Political Economy and Economic History, Rekishi to Keizai, No. 262, writes an appreciation of this book, which is nothing but a precious scientific result for the sake of both the fields of European socio-economic history and legal history. Based on many kinds of source-books including primary materials in various archives, I have begun with a historical survey of the German entailed estates. Next, in order to examine a correlation between them and the rural society in Germany, I have inquired into the amortization rents collected by Thurn und Taxis family and others.

研究分野：ドイツ経済史

キーワード：世襲財産制 フィデイコミス 信託遺贈 ヨーロッパ社会経済史 法制史 農村史 貴族史 帝国主義

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究開始当初の背景を成す基礎と出発点は、平成 25—28 年度の基盤研究(C)「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関 未公開一次資料に基づく実証的基礎研究」である。図書館と文書館を中心に研究を進め、「プロイセン枢密文書館」ならびに「ベルリン州立図書館」とレーゲンスブルクの「タクシス家文書館」において集中的に作業した結果、当初の計画どおりの成果を得た。「アメリカ債」の重要な役割が、とりわけ印象に残る。

(2) アメリカ金融資本に注目したグローバルな研究が地方限定的な視野を飛躍的に拡大して、ドイツ史研究上、諸地域間の比較検討を行うことの重要性を改めて認識した。ドイツ社会の地域的相違に留意して、限定的なプロイセン・ドイツから、より広く、ドイツの地域間へ考察の地理的な対象を広げると同時に、世襲財産の家族基金(Familienstiftung)への改組とその現存を考慮して、第二次大戦後の現代を展望する中・長期的研究を行ったのも、平成 25—28 年度と同様である。

2. 研究の目的

(1) 比較を試みるための基準を得る必要上、「ドイツ世襲財産制の基礎研究の一環」として、ドイツ大土地所有史上、その重要性が自明なプロイセンに注目する。プロイセン世襲財産問題に関する永年の研究成果を、1871 - 1918年の状況とフィデイコミス問題の諸相、そして、廃止(Auflösung)をめぐる諸問題、の三点に即した総括的な整理を果たして、本研究全体の基礎を提示する。研究代表者が2017年に刊行したDas preussische Fideikommiss『プロイセンの世襲財産』は、本研究の必須の前提としての基本的な「比較の基準」を提示した。これに磨きをかけて、多岐に亘る手がかりを得る必要上、『プロイセン枢密文書館』等の文書館調査を行う。南ドイツ貴族のトゥルン・ウント・タクシス家(Thurn und Taxis)に焦点を当てて、同家が、東部のプロイセン・ポーゼン州にも所有した大世襲財産である「クロトシン侯領」(Fürstentum Krotoszyn)の実態を探り、参照系を陶冶する道を探る。

(2) 東部ドイツから一転、(西)南ドイツの雄邦ヴュルテンベルク(Württemberg)に眼を向けるなら、通説的見地の主唱者ヒッペル(W. v. Hippel)によれば、そもそも、同地の大土地所有は、「稀な例外」にすぎなかった。だが、「プロイセンとは違うヴュルテンベルク社会の異質性」を、大土地所有の基本的欠落に見て、それを、「特殊ヴュルテンベルク的状況」と捉えるのは、あまりにも「性急な判断」(A. Dornheim)なのである。同地の地域的相異は、大きい。事実、国土の6.56%(1919年)を占めた世襲財産は、プロイセンの7.3%(1917年)に比べて大差なかった。ヴュルテンベルクにおける大土地所有の存在は、動かしがたい事実である。本研究では、合計141の世襲財産中、17,475haの最大規模を誇ったトゥルン・ウント・タクシス家に関する未公開一次資料に基づく実証作業を行い、ヴュルテンベルク世襲財産の実態を明らかにすることにより、ヒッペル的通説とはおのずから違う独自の視点から、比較の視座を鍛える。

(3) 南ドイツについて、トゥリュューディンガー(Trüdinger)の統計的概観によれば、1919—20年当時、ヴュルテンベルクの世襲財産(数141)は、全部で、127,955ヘクタールの土地を所有した。その平均規模は、一世襲財産当たり、907.48ヘクタールだった。さらに、五つだけだが、5,000ヘクタール以上の「大世襲財産」もまた、7.6%のプロイセンほどではなかったにせよ、世襲財産地の3.5%を占めて一定の地歩を確保した。では、世襲財産のその後の帰趨は、いかなる様相を呈したか。とりわけ、その廃止のプロセスは、どのような経緯を辿って進んだか。この点の実証の深化が問題である。

(4) 周知のとおり、ドイツ全体のフィデイコミスは、ナチズム期の「世襲財産と自余の譲渡制限財産失効法」(1938年7月6日)によって廃止される。だが、法律上の失効と現実の消滅は、おのずから別個の問題であって、フィデイコミスは、法的失効後も現在に至るまで、依然として、その一定の効力と意義を失わずに維持した。現在、ドイツの高等裁判所(Oberlandesgericht)に「フィデイコミス部」(Fideikommisssenat)が設けられているのは、その何よりの証左である。この点で、ドイツの西南地方(ヴュルテンベルクとバイエルン)は特に注目に値する。「大世襲財産」が「家族基金」に姿を変えて今なお存続するからである。本研究は、この点を、ドイツ現代史に即して追究する。

3. 研究の方法

(1) 実証に軸足を置く本研究の性質上、研究方法は、収集資料の判読と文献参看を中心とする。最優先課題として、ドイツ人専門家によるレビューを踏まえた文書館・図書館調査を集中的に行って、史料と文献の分析を続けた。以下の作業は必須だった。

ベルリンまたはレーゲンスブルクでのレビューと討論、
第二次大戦の戦後期を含む近現代ドイツ世襲財産関連全般の基礎文献の収集（図書館調査）
「世襲財産」所領の未公開一次資料の収集と解読（文書館調査）
解読済みデータのパソコン入力、
公表予定単著用の使用資料・文献の拡充。

（２）これらの基礎作業中、本研究では、とりわけ と を重視して、デンツェル(Markus A. Denzel)教授を中心とするライプツィヒ大学社会経済史講座の研究グループに加わり、プロイセンの世襲財産を含むドイツ大土地所有史に関するヴィーンフォルト(Monika Wienfort)ブラウンシュヴァイク工科大学歴史学研究所教授あるいはゲールケ(Roland Gehrke)シュトゥットガルト大学歴史学研究所教授らによる新しい研究の現状と在りかを尋ねると同時に、意見交換を交わして認識を深めた。

（３）本研究開始に先立ち、2013年5月23日、当時ベルリン・フンボルト大学歴史学研究所に在籍したヴィーンフォルト教授と面談し、プロイセン史研究の意見交換を行い、現在に至っている。同教授との討論自体、研究を深める重要な学術的方法の一つにほかならなかった。それ故、本研究の方法は、ドイツ人専門家との学術的な対話に基づいて鍛えられたと思われる。2017年に結実した研究代表者のドイツ語単著 *Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus*, Frankfurt am Main 2017『プロイセン世襲財産論 帝国主義的資本主義への移行期における国民経済的機能』は、このような方法によって書かれた著作であり、それ自体、本研究を始めるための基礎と出発点だった。

4. 研究成果

（１）まず、本研究は、ドイツの家族世襲財産＝フィデイコミス(Familienfideikommiss)研究の意味について、おもに、その起源・相続原理・否定的評価・研究史の現状の四項目に亘り検証することを通じて、世襲財産の古典的作品であるウェーバー(Max Weber)「フィデイコミス論」(1904年)の学説史上の位置づけを明確にしつつ、さらに、2017年に上梓したわたしの独文単著(*Das preußische Fideikommiss*, Peter Lang Academic Research)の内外における研究史上の意義に論及した。さらに、ドイツ諸邦中最大の雄邦プロイセンにおける世襲財産問題の諸相を取り上げ、世襲財産の「廃止」(Auflösung)をめぐる未解明の諸問題に焦点を当てつつ、全体として一本筋を通す構想に沿って、具体的な世襲財産問題の各論を個別に取り扱った。

（２）M. ウェーバーが社会政策的問題関心に基づき詳細な省察を加えた1903年の「プロイセン世襲財産仮草案」自体を検討対象として、その社会経済史的・法制史的問題点を、ウェーバーの論理から離れ、本研究独自の視角から整理して洗い出した。また、「フィデイコミス論」のウェーバーによっては、分析の主対象とされず、むしろ脇役的地位に甘んじた感さえある東プロイセンに的を絞る、在地の有力な世襲財産所有者家族であるデーナホフ(Dönhoff)家とドーナ(Dohna)家の存在意義を確認した。

（３）2013~2017年度の基盤研究(C)「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関」(課題番号 25380428)の成果を発展的に継承して、ドイツ最東端の地から一転、独米間の国際関係に注目した。東プロイセン在「ドーナ伯爵家統治領」の史実を掘り下げの中で、同家が抱える農業負債中、最高額を数えた「アメリカ債」(Amerika-Anleihe)の比重の大きさに気づき、金融史と農業史が交錯・重畳する新しい研究テーマの開拓を確信できたからである。この観点から、「アメリカ債」の実態を、未公開一次資料に依拠して総合的に明らかにした実証分析は、ドイツ世襲財産論の不可欠の一環を構成する一部として、経済史研究上、新たな方法的可能性を切り拓いた意味を併せ持つ。

（４）ワイマル期ドイツの森林問題に光を当てて、1920年11月19日の「世襲財産強制廃止法」のドイツ史上の意義と役割に注目しながら、「家族世襲財産としての森の所有」(K.Hasel)を誇ったプロイセンの実態を明らかにした。「強制廃止法」は、世襲財産の廃止後、新たに作られる法形態として「森林農場」(Waldgut)を用意した点で、ドイツの森林問題にとっても、重い意味を持つ。

（５）さらに、南ドイツ大貴族のタクシス(Taxis)家が擁した大土地所有制の史実を掘り起こすことにより、ドイツ大土地所有史論の彫琢と具体化に努めた。一地域限定的なプロイセン邦から離れ、ドイツ諸邦全体へと視野を飛躍的に拡大し、ヴェルテンベルクやバイエルン等の各邦レベルの特殊性に迫った。ドイツの地域(史)的多様性は、世襲財産問題についてもまた、明白だった。

（６）本研究全体の結論的帰結は、四点に及ぶ。第1に、ワイマル期以降のドイツ資本主義にとって、「アメリカ債」は、一方において、ドイツ大土地所有の経営の維持と健全化に寄与し

ながら、他方、「補助金依存」体質の固定にも繋がったという二重の意味でアンビバレントな両義性を伴った。第2に、1920年の「世襲財産廃止法」は、こと森林問題に関する限り、一方では、大土地所有を世襲財産の法形態から離脱させ、質入れによる債務設定の制約から地主を解放して、その経済的利益を図る（階級的配慮）とともに、他方では、「森林農場」概念を導入し、「森林保全」を求める「公共の利益」を最大限重視して、プロイセン-ドイツ全体の「環境」の維持をも同時に慮った（ナショナルな配慮）。この二重の配慮が、同法の特徴的視点と言える。ここには、現代に繋がる大きな意味があり、歴史研究の現代的意義を指摘できるであろう。

（7）第3に、世襲財産廃止の特殊事例が示した重要論点の一つは、当該「廃止法」の独特の役割に関わる。ドイツ-ポーランド現代関係史上、同法は、ポーランドにおけるドイツ人貴族の私権存続のための有力な法的根拠に準用された。「廃止」のための法律が、逆に、「存続」のための論拠に用いられる特異な逆説的展開は、興味深い。そして、第4に、「廃止」をめぐる地方的特殊性は、とりわけ、プロイセンとバイエルンの対極的相違に明らかだった。ナチズム期を生き延びた「息の長い法制度」(A.Söllner)のフィデイコミスは、21世紀の現在でもなお、「家族基金」(Familienstiftung)に姿を変えてドイツ社会に重大な影を落としている認識が示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 44
2. 論文標題 第一次大戦期ドイツ・ポーランド関係における南ドイツ貴族のクロトシン侯領	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島大学経済論叢	6. 最初と最後の頁 1, 21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 27
2. 論文標題 トゥルン・ウント・タクシス侯爵の家族史と世襲財産－南ドイツの大土地所有者	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 熊本学園大学経済論集	6. 最初と最後の頁 45, 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 44巻、1・2号
2. 論文標題 ヴェルテンベルクのトゥルン・ウント・タクシス家とプロイセンのクロトシン侯領	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島大学経済論叢	6. 最初と最後の頁 43、55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Fusao Kato	4. 巻 Vol. 42 No. 3
2. 論文標題 Die Gemeindefreiheit in Preussen unter besonderer Beruecksichtigung des Vorortkreises Teltow von Berlin	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 The Hiroshima Economic Review	6. 最初と最後の頁 37-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 43巻 1・2号
2. 論文標題 南ドイツ・ヴェルテンベルクの世襲財産－大土地所有の存在形態	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 広島大学経済論叢	6. 最初と最後の頁 1 - 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 56号
2. 論文標題 自著を語る： Fusao Kato, Das preussische Fideikommiss	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会経済史学会中国四国部会会報	6. 最初と最後の頁 2 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 43巻 3号
2. 論文標題 ドイツ諸邦における世襲財産の廃止－プロイセンと南ドイツ・グループ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島大学経済論叢	6. 最初と最後の頁 1 - 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 39号
2. 論文標題 ヨーロッパ信託遺贈制の基本問題-ドイツとハンガリーのフィデイコミス	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信託研究奨励金論集	6. 最初と最後の頁 30-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 42巻1・2号
2. 論文標題 ドイツ語圏の世襲財産—比較史研究序説	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 広島大学経済論叢	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 加藤房雄	4. 巻 82巻4号
2. 論文標題 1920年代以降期のドイツにおけるアメリカ債の償却 ロンドン債務協定 (1953年) の前史に関する一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会経済史学	6. 最初と最後の頁 65-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 加藤房雄	4. 発行年 2023年
2. 出版社 広島大学出版会	5. 総ページ数 244
3. 書名 ドイツ大土地所有史論—世襲財産問題の諸相	

1. 著者名 Fusao Kato	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Peter Lang	5. 総ページ数 176
3. 書名 Das preussische Fideikommiss. Studien zu seiner nationaloekonomischen Funktion im Uebergang zum imperialistischen Kapitalismus	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------